

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成29年3月10日（金）

(案件名)

- ・ 事故繰越となる事業等に係る資金区分の変更について（決裁案件）**

(根拠法令は別紙)

**自治財政局 地方債課
日向管理官（内23392）**

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

(地方債の協議等)

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りではない。

2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

12 総務大臣は、第 1 項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

(地方債についての関与の特例)

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の 総務大臣の許可 並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

○地方財政法施行令（昭和 23 年法律第 267 号）

(地方債の協議の相手方等)

第 2 条

3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

(地方債の許可手続)

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあっては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 総務大臣は、第 3 項の規定にする同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

事故繰越となる事業等に係る資金区分の変更について

概要

1. 過去に同意等をした地方債に係る変更協議で、資金区分を財政融資資金から銀行等引受資金に変更するもの（地方財政法第5条の3第1項）。

2. 財政融資資金について

(1) 当年度資金について当年度に貸付決定を受けた場合、借入期限は翌年度の3月末日を超えることができないとされている（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条第2項）。

この取扱いにより、平成27年度に同意等を得た地方債のうち、明許繰越等により平成28年度に引き続き実施してきた事業で、かつ、やむを得ない事情により平成28年度中に事業が完了できず事故繰越が生じる事業については、引き続き財政融資資金を借り入れることができないため、今回、資金区分を財政融資資金から銀行等引受資金に変更するもの（変更協議額等：43団体、8,452.5百万円）。

(2) 前年度から繰り越された資金について当年度に貸付決定を受けた場合、借入期限は当年度の3月末日を超えることができないとされている（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条の2第2項）。

この取扱いにより、平成28年度に同意等を得た地方債のうち、平成27年度国の補正予算に係る国庫補助事業に係るものについては、平成27年度の資金が充たるため平成28年度の3月末日までしか財政融資資金を借り入れることができない。

そのため、これらの事業について、やむを得ない事情により平成28年度中に事業が完了できず明許繰越等が生じる事業については、引き続き財政融資資金を借り入れことができないため、今回、資金区分を財政融資資金から銀行等引受資金に変更するもの（変更協議額等：2団体、159.4百万円）。

3. 同意等に当たっては、財務省宛て協議をする（地方財政法施行令第2条第4項）。

同意等の予定日

平成29年3月15日（水）

〈関係法令（抜粋）

■ 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和 48 年 3 月 31 日法律第 7 号）
(長期運用予定額の繰越し)

第 3 条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金のうちに当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。

■ 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和 49 年大蔵省令第 42 号）
(普通地方長期資金等の貸付期日)

第 27 条 普通地方長期資金等の貸付けを受けることのできる期日（以下「貸付期日」という。）は、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の五月末日（当該五月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該五月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。）までとする。

（普通地方長期資金等貸付期日の延長承認）

第 28 条 地方公共団体は、前条に規定する貸付期日までに普通地方長期資金等の貸付けを受けることができない場合においてやむを得ない理由により期日延長の承認を得ようとする場合には、別紙第十六号書式の財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書を資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の四月末日までに財務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

2 財務大臣は、前項の規定により提出を受けた財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書に基づいて、新たな貸付期日を決定した場合には財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認通知書により、適当でないと認めた場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、新たな貸付期日を決定する場合には、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の三月末日を超えることはできない。

（普通地方長期資金等の繰越し）

第 28 条の 2 財務大臣は、普通地方長期資金等の運用の状況その他の事情を勘案して、翌年度において運用する普通地方長期資金等の金額を決定することができる。

2 財務大臣は、前項の決定をした場合、翌年度において、第十六条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、第十七条の規定により資金貸付予定額を決定したときは財政融資資金貸付予定額通知書により、資金貸付予定額を決定しないこととしたときはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、前項の決定に係る普通地方長期資金等について、貸付期日は、第二十七条の規定にかかわらず、翌年度の三月末日（当該三月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該三月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。）までとし、第二十八条の規定は適用しない。

起債変更協議等について

(単位：百万円)

団体名	事業区分	同意等年度	既同意等額				変更協議等額				振替額	事故繰越となつた理由 財政融資	
			財政融資	機構	市場公募	銀行等	財政融資	機構	市場公募	銀行等			
都道府県・政令市			50,678.3	45,115.0	5,036.2	-	527.1	50,678.3	37,681.6	5,036.2	279.2	7,681.3	
北海道	災害復旧事業	H27	28.0	28.0			28.0					28.0	
青森県	災害復旧事業	H27	38.0	38.0			38.0	21.0				17.0	
岩手県	公共事業等	H27	13.0	13.0			13.0	9.0				4.0	
岩手県	港湾整備事業	H27	500.0	500.0			500.0	310.0				190.0	
宮城県	災害復旧事業	H27	3,829.9	3,829.9			3,829.9	2,864.9				965.0	
宮城県	港湾整備事業	H27	477.5	477.5			477.5	242.3				235.2	
福島県	公営住宅建設事業	H27	162.2	162.2			162.2	140.5				21.7	
福島県	公共事業等	H27	2,867.5	2,867.5			2,867.5	1,804.8				1,062.7	
福島県	災害復旧事業	H27	3,228.5	3,228.5			3,228.5	1,819.0				1,409.5	
福島県	公営住宅建設事業※	H27	1,606.1	1,606.1			1,606.1	1,550.7				55.4	
福島県	港湾整備事業	H27	2,124.5	2,124.5			2,124.5	1,953.4				171.1	
福島県	公共事業等	H27	2,009.0	2,009.0			2,009.0	1,997.0				12.0	
福島県	災害復旧事業	H27	6,309.0	6,309.0			6,309.0	6,287.0				22.0	
千葉県	災害復旧事業	H27	431.2	431.2			431.2	236.4				194.8	
千葉県	公共事業等	H27	1,424.0	1,424.0			1,424.0	1,339.6				84.4	
新潟県	災害復旧事業	H27	3,065.0	3,065.0			3,065.0	1,148.0				1,917.0	
高知県	公共事業等	H27	800.0	800.0			800.0	774.0				26.0	
熊本県	公共事業等	H27	1,647.9	1,647.9			1,647.9	1,384.9				263.0	
大分県	公共事業等	H27	55.0	55.0			55.0					55.0	
宮崎県	災害復旧事業	H27	815.2	815.2			815.2	728.0				87.2	
沖縄県	公共事業等	H27	311.7	311.7			311.7	267.4				44.3	
沖縄県	災害復旧事業	H27	126.7	126.7			126.7	85.7				41.0	
宮城県	仙台市	H27	638.2	638.2			638.2	595.1				43.1	
宮城県	仙台市	災害復旧事業	H27	1,473.9	1,473.9			1,473.9	1,223.1				250.8
神奈川県	相模原市	公共事業等	H27	967.4	440.3			527.1	967.4	402.8			564.6
広島県	広島市	下水道事業	H27	9,587.2	4,551.0	5,036.2		9,587.2	4,453.2	5,036.2			97.8
熊本県	熊本市	全国防災事業	H27	412.4	412.4			412.4	396.4				16.0
熊本県	熊本市	公共事業等	H27	5,729.3	5,729.3			5,729.3	5,647.4				81.9
												81.9	

団体名	事業区分	同意等年度	既同意額			変更協議額			振替額	事故繰越となった理由
			財政融資	機構	市場公募	銀行等	財政融資	機構		
市町村・特別区			8,295.1	8,284.6	-	10.5	8,295.1	7,106.1	1,189.0	1,178.5
岩手県	盛岡市	学校教育施設等整備事業	H27	36.3	36.3	-	36.3	32.3	4.0	4.0
岩手県	宮古市	災害復旧事業	H27	72.8	72.8	-	72.8	52.8	20.0	災害の発生(台風)
岩手県	宮古市	過疎対策事業	H27	2,035.1	2,035.1	-	2,035.1	1,949.4	85.7	災害の発生(台風)、資材不足
岩手県	宮古市	水道事業	H27	137.0	137.0	-	137.0	131.7	5.3	災害の発生(台風)
岩手県	宮古市	水道事業	H28	173.9	173.9	-	173.9	143.8	30.1	災害の発生(台風)
岩手県	久慈市	公共事業等	H27	419.1	419.1	-	419.1	415.3	3.8	地権者との交渉の難航
岩手県	久慈市	災害復旧事業	H27	85.9	85.9	-	85.9	67.2	18.7	天候不良(風浪)
岩手県	零石町	学校教育施設等整備事業	H27	292.1	292.1	-	292.1	52.2	239.9	屋上の強度不足の発覚
岩手県	山田町	公共事業等	H27	82.7	82.7	-	82.7	38.6	44.1	地権者との交渉の難航
岩手県	山田町	全国防災事業債	H27	27.8	27.8	-	27.8	15.7	12.1	入札不調
岩手県	普代村	災害復旧事業	H27	8.0	8.0	-	8.0	8.0	8.0	事業内容の見直し
岩手県	普代村	辺地対策事業	H27	117.4	117.4	-	117.4	100.5	16.9	地権者との交渉の難航
岩手県	普代村	過疎対策事業	H27	368.4	368.4	-	368.4	359.6	8.8	災害の発生(低気圧)
宮城県	石巻市	過疎対策事業	H27	127.5	127.5	-	127.5	119.7	7.8	関連する県事業の遅れ
宮城県	名取市	災害復旧事業	H27	101.7	101.7	-	101.7	96.6	5.1	事業認可の遅れ
宮城県	利府町	学校教育施設等整備事業	H28	129.3	129.3	-	129.3	129.3	129.3	校舎解体工事中のアスベストの発覚
宮城県	女川町	災害復旧事業	H27	28.6	28.6	-	28.6	14.8	13.8	区画整理事業との進捗の調整
宮城県	石巻市	下水道事業※	H27	178.9	178.9	-	178.9	153.7	25.2	区画整理事業との進捗の調整
宮城県	名取市	下水道事業	H27	1,082.3	1,082.3	-	1,082.3	1,043.8	38.5	工事箇所の福刈りの遅れ
宮城県	栗原市	災害復旧事業債	H27	215.1	215.1	-	215.1	214.8	0.3	建設現場事故
福島県	福島市	学校教育施設等整備事業	H27	41.9	41.9	-	41.9	28.2	13.7	作業員の不足
福島県	郡山市	公共事業等	H27	347.5	347.5	-	347.5	299.8	47.7	地権者との交渉の難航
福島県	いわき市	学校教育施設等整備事業	H27	64.5	64.5	-	64.5	64.5	64.5	埋蔵文化財の発覚
福島県	二本松市	災害復旧事業	H27	54.1	54.1	-	54.1	35.3	18.8	入札不調、作業員の不足
福島県	南会津町	過疎対策事業債	H27	385.9	385.9	-	385.9	384.1	1.8	資材不足、作業員の不足
福島県	南会津町	災害復旧事業	H27	132.5	132.5	-	132.5	131.0	1.5	資材不足、作業員の不足
茨城県	結城市	下水道事業	H27	301.9	301.9	-	301.9	254.5	47.4	災害の発生(豪雨)
栃木県	宇都宮市	災害復旧事業	H27	521.4	521.4	-	521.4	417.4	104.0	大雨による土嚢の流出
千葉県	大網白里市	公共事業等	H27	64.3	64.3	-	64.3	55.0	4.8	地盤支持力の不足の発覚
千葉県	白井市	下水道事業	H27	92.7	92.7	-	92.7	87.9	3.0	法面の巨石の発覚
長野県	小谷村	災害復旧事業	H27	3.0	3.0	-	3.0	135.0	46.6	事業内容の見直し
高知県	芸西村	水道事業	H27	135.0	135.0	-	135.0	88.4	13.7	災害の発生(地震)
熊本県	宇土市	公共事業等	H27	199.4	199.4	-	199.4	185.7	25.8	災害の発生(地震)
熊本県	嘉島町	公共事業等	H27	52.4	41.9	-	10.5	52.4	26.6	地盤の脆弱性の発覚
鹿児島県	阿久根市	公営住宅建設事業	H27	138.5	138.5	-	138.5	89.1	49.4	災害の発生(豪雨)
鹿児島県	屋久島町	災害復旧事業	H27	13.0	13.0	-	13.0	11.3	1.7	不法建設物の撤去交渉
沖縄県	糸満市	一般補助施設整備等事業	H27	27.2	27.2	-	27.2	9.3	17.9	17.9
合計			58,973.4	53,399.6	5,036.2	-	537.6	44,787.7	5,036.2	279.2
										8,870.3
										8,611.9

※ 東日本大震災分